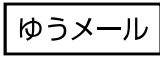




料金後納郵便



ゆうメール

毎月1回5日発行
令和6年2月5日発行
昭和30年5月20日
第三種郵便物承認



高岡商工会議所会報

たかおか

2

2024
February

NO.790



【特集】

令和6年能登半島地震による災害関連情報について

令和6年能登半島地震による災害関連情報について



この度発生した令和6年能登半島地震で被災された皆様へ謹んでお見舞い申し上げます。

重要 被害を受けた証明となる記録と保管についてのお願い

令和6年能登半島地震に関して、被害を受けた証明となる書類等は下記申請にあたり少なくとも必要になりますので取得・保管ください。

- ・罹災証明書（住家及び非住家〈事務所、店舗、倉庫など〉の申請が可能です。ただし、非住家の被害の程度は実際の被害状況に関わらず「被害あり（一部損壊）」となります。）
- ・被害を受けた資産等の複数写真 ・すでに施設復旧等を実施した場合、請求書や領収書、契約書等の取引における書類

※情報はR6.1.29 現在です。内容は抜粋して掲載しています。詳細については各種HPをご覧ください。また各種相談窓口にご相談ください。

区分	内 容	問合せ先
相談窓口	令和6年能登半島地震による災害に関する特別相談窓口	
補助金	小規模事業者持続化補助金「災害支援枠」(令和6年能登半島地震) 小規模事業者の事業再建を支援するため、商工会議所等の助言を受けながら災害からの事業の再建に向けた計画を事業者自ら作成し、作成した計画に基づいて行う事業再建の一部を補助します。 ○補助上限額：200万(直接的被害があった) 100万(間接的被害があった) ○補助率：2/3 以内 ※要件を満たす場合は定額 ○締 切：1次受付締切2月29日(木)※2次公募も予定されています。	高岡商工会議所 中小企業相談所 ☎ 0766-23-5007 
	なりわい再建支援補助金 令和6年能登半島地震に関して、施設復旧等の費用に対する補助金が予定されています。 ○補助対象経費：中小企業者等の施設又は設備であって、「令和6年能登半島地震」のため損壊又は継続して使用することが困難になったもののうち、県内の施設及び設備の復旧・整備に要する経費。 ○補助上限額：最大3億円 ○補助率：中小企業等3/4 以内 ※詳細情報が発表され次第、HP等で公開します。	
	※補助金は「給付金」ではありませんので、審査があり、不採択になる場合があります。 補助事業遂行の際には、自己負担が必要となり、後払いとなります。	
金融	能登半島地震特別金融相談会 高岡商工会議所と日本政策金融公庫高岡支店で共催する相談会を実施します。 ○日時：毎週木曜日13時～16時開催(要予約) ※2月末まで実施予定。	富山県 地域産業支援課 ☎ 076-444-3248 
	令和6年能登半島地震災害マル経 貸付対象：「(小規模事業者再建支援方針)」に沿って事業を行っており、令和6年能登半島地震の直接被害者(建物、機械設備、在庫品等)及び間接被害者(売上減少等)。 資金使途：復旧により必要とする設備、運転 貸付限度：1,000万円 * 「一般マル経」の貸付限度額2,000万円とは別枠 貸付利率：一般マル経より当初3年間直接被害者△0.9%、間接被害者△0.5% 貸付期間：設備資金10年以内(据置期間2年以内) 運転資金7年以内(据置期間1年以内)	
	震災対策特別融資(富山県) 融資要件：令和6年能登半島地震において被害を受けた県内全域の中小企業者 資金使途：設備、運転 融資限度：1億円 融資利率：年1.25%以内 融資期間：10年以内(据置期間5年以内) 保証料率：0～0.55% (保証必須)	

区分	内 容	問合せ先
金 融	災害対応資金(高岡市) 融資要件：HP参照 資金用途：設備、運転 融資限度：2,500万円以内 貸付利率：年1.60%以内 貸付期間：10年以内(据置期間1年以内) 保証料率：0.35～1.05% (市が全額補給)	高岡市 産業企画課 ☎ 0766-20-1286 
	災害貸付(日本政策金融公庫) 融資要件：HP参照 融資限度：3,000万円(各融資限度に上乘せ)※国民生活事業 融資期間：10年以内(据置期間2年以内) 措置内容：①利率⇒融資後3年間、「災害貸付」、「災害復旧貸付」の利率を0.9%引下げ ②利率引下げ適用の限度額⇒1,000万円(中小企業団体にあっては3,000万円)	日本政策金融公庫 高岡支店 ☎ 0570-045028 
	小規模企業共済 特例災害時貸付け 〈災害救助法適用地域内に所有する事業資産が直接被害に遭われたご契約者様〉 借入要件：HP参照 借入額：50万円～2,000万円(掛金納付月数に応じて、掛金の7割～9割) 借入期間：借入額が500万円以下の場合は4年、借入額が505万円以上の場合は6年 (据置期間1年を含む) 貸付利率：0% 1年間据置後、6か月毎の元金均等払い *売上減少が見込まれるご契約者様用の条件もあり	共済事業グループ 小規模共済融資課 ☎ 03-3433-8811 
税 金	国税の申告・納付等の期限の延長 ・国税に関する申告、申請、納付等の期限が延長されます。	国税庁 
	県税の減免制度等 ・災害で事業用資産や住宅・家財、不動産、自動車が損害を受けた場合には各種県税が減免される場合があります。 ・また災害復旧の為に資金借入等に必要な納税証明書については、交付手数料が減免される場合があります。	総合県税事務所 ①個人事業税 ☎ 076-444-4506 ②不動産取得税 ☎ 076-444-4505 ③自動車税センター ☎ 076-424-9211 
労 働	労働保険料等の申告・納期限等の延長 ・石川県及び富山県に所在地のある事業場の事業主等について、労働保険料等(※)の申告・納期限等を延長(令和6年1月1日以降の労働保険料等に関する申告書の提出、納付、徴収に関する期限を延長)します。 ※労働保険料、一般拠出金	富山労働局 労働保険徴収室 ☎ 076-432-2714 
	雇用調整助成金の特例措置 ・生産指標の確認期間を3か月から1か月に短縮します。 ・最近3か月の雇用量が対前年比で増加していても助成対象とします。 ・地震発生時に事業所設置後1年未満の事業主についても助成対象とします。 ・計画届の事後提出を可能とします。 ・過去に雇用調整助成金を受給したことがある事業主であっても、 (1)支給日数上限を撤廃 (2)前回の対象期間の満了日の翌日から1年を経過していなくても助成対象 ・雇用保険被保険者期間が6か月未満の労働者も助成対象 ・助成率の引上げ(大企業：1/2 ⇒ 2/3、中小企業：2/3 ⇒ 4/5) ・休業等規模要件の緩和(大企業：1/15 ⇒ 1/30、中小企業：1/20 ⇒ 1/40) ・1年間の支給限度日数の延長(100日 ⇒ 300日) ・残業相殺制度の撤廃	雇用調整助成金 産業雇用安定助成金 コールセンター ☎ 0120-603-999 

「能登半島地震」に関するアンケート調査の回答御礼

令和6年1月4日に実施しました会員事業所FAX登録者等に対し、被害状況をお聞きするアンケート調査を実施したところ、多数のご回答をいただきありがとうございます。本件は富山県等に報告し、実態把握や支援策へと反映されております。支援策等関連情報につきましては随時HPにて更新しておりますのでご覧いただきますようお願い申し上げます。

PHOTO LIBRARY



日本海高岡なべ祭り

冬の味覚を求め長蛇の列が並ぶ

高岡の冬の風物詩「日本海なべ祭り」が開催され、御旅屋アーケードやクルン高岡、ウィング・ウィング高岡広場などで19種類の鍋を提供し、まちなかは大いに賑わった。これまでお馴染みの地元食材をふんだんに使った「高岡ごっつ鍋」やジャンボ鍋で作る「海鮮シチュー鍋」、カニ汁の他、ピーフンタンやさつま汁など新たな4つの鍋が提供され、買い求める人たちで行列ができた。また、岐阜産いちご「美濃娘」の試食など、県内外のグルメも軒を連ね、盛況ぶりを見せた。



たかおかプレミアム商品券換金

換金申請を終える

高岡商工会議所が「富山県生活支援・消費喚起プロジェクト」の一環として行った、たかおかプレミアム商品券事業の第2回目の換金申請の受付を行った。本事業では約2か月間の使用期間を設け、プレミアム率20%として1億2,000万円分の商品券を発行し、234事業所が参加した。第1回目は令和5年12月15日、第2回目は令和6年1月15日から17日に受付を行ったところ、第2回目の換金申請額が多かったため、年末年始の地域への消費喚起に貢献したと思われる。



新春高岡経済懇談会

被災地の復興を支援

新春の賀詞を交歓し、会員相互の交流と親睦を図る「新春高岡経済懇談会」を高岡商工ビルで開催し、会員企業約130名が参加した。当所塩谷雄一会頭は、この度発生した令和6年能登半島地震について、一刻も早く通常の状態に戻れるよう総力をあげて力強く支援を続ける、と意欲を示した。来賓の新田八朗知事、角田悠紀市長が順に祝辞を述べ、橘慶一郎衆議院議員のメッセージが代読された後、山本徹富山県議会議長の発声で乾杯した。開会に先立ち、高岡市指定無形文化財「雅楽」保持団体 洋遊会が優雅な舞台を披露した。



高岡伝統産業青年会 臨時総会

次期会長に櫻野祐一氏を選出

高岡伝統産業青年会は臨時総会を開催し、新年度会長に櫻野祐一氏(㈲モメンタムファクトリー・Orii)を始めとした令和6年度役員を選出した。櫻野氏は「会員の減少に直面する中で持続的な運営体制を構築し、中身が薄くなることなく会員同士の連携・結束力を持って事業を行い、共に学び共に成長できる一年にしたい」を挨拶した。任期は令和6年4月1日から一年間。